

○龍谷学会規程

昭和36年10月4日

改正 昭和38年6月日

令和元年12月11日

令和4年9月9日

令和6年10月11日

第1条 本会は、龍谷学会と称し、事務所を龍谷大学内におく。

第2条 本会は、仏教学、哲学、史学、文学、心理学など人文社会諸学の研究の促進並びにその発表を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「龍谷大学論集」の発行
- (2) 講演会、研究会
- (3) 本会と関係する学内学会の補助
- (4) その他、本会にふさわしい事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員

龍谷大学文学部、心理学部及び短期大学部に所属する専任教育職員

- (2) 学生会員

龍谷大学文学部、心理学部、短期大学部、大学院文学研究科、大学院実践真宗学研究科及び大学院心理学研究科の学籍を有する学生

- (3) 賛助会員

本会の趣旨に賛同するもの

第5条 本会に評議員会をおく。

2 評議員会は、全普通会員をもって構成する。

3 評議員会は、第3条所定の事業遂行に必要な重要事項を協議決定する。

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 委員 若干名

第7条 役員を選出及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、龍谷大学長これに就く。
- (2) 会長は、龍谷大学文学部長これに任じ、本会の業務を統理する。
- (3) 委員は、龍谷大学教職員会員中より会長これを委嘱し、任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会の経費は、会員の入会金、会費、龍谷大学からの助成寄付金等をもってこれを支弁する。会費に関しては別にこれを定める。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10条 本会の現金出納は、龍谷大学財務部経理課に委託する。

第11条 本規程の更改には、評議員会において、出席者3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この規程は、昭和37年4月1日より施行する。

付 則（昭和38年6月 日第5条、第6条改正）

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

付 則（令和元年12月11日第2条～第11条改正）

この規程は、令和元年12月11日から施行する。

付 則（令和4年9月9日第2条、第4条一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年10月11日第4条改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。